

# 市税・保険料の納め方



## 口座振替

口座振替をご利用いただくと、自動的に預（貯）金口座から納期の末日に振り替えられます。納期のたびに金融機関等へ出向く必要がなく、納め忘れもありません。

### ★お申し込み方法

口座振替依頼書に必要事項をご記入・押印のうえ、預（貯）金口座のある取扱金融機関（下記参照）または山口市役所収納課窓口にお出してください（口座振替依頼書は市内の取扱金融機関や、山口市役所収納課に置いてあります）。

### ● 取扱金融機関

|                         |                |                 |                |
|-------------------------|----------------|-----------------|----------------|
| 山口銀行                    | みずほ銀行          | 北九州銀行           | もみじ銀行          |
| 西京銀行                    | 萩山口信用金庫        | 西中国信用金庫         | 中国労働金庫         |
| 信用組合<br>広島商銀            | 山口中央<br>農業協同組合 | 防府とくち<br>農業協同組合 | 山口宇部<br>農業協同組合 |
| 山口県漁業協同組合<br>(大海・吉佐各支店) |                | ゆうちょ銀行          |                |

### ● 市税・保険料納期一覧表

| 科目                   | 4月       | 5月 | 6月       | 7月       | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月  |
|----------------------|----------|----|----------|----------|----|----|-----|-----|-----|----|----|-----|
| 固定資産税<br>都市計画税       | 全期<br>1期 |    |          | 2期       |    |    |     |     | 3期  |    | 4期 |     |
| 市県民税<br>(普通徴収)       |          |    | 全期<br>1期 |          | 2期 |    | 3期  |     |     | 4期 |    |     |
| 軽自動車税                |          | 定期 |          |          |    |    |     |     |     |    |    |     |
| 国民健康保険料<br>(普通徴収)    |          |    | 全期<br>1期 | 2期       | 3期 | 4期 | 5期  | 6期  | 7期  | 8期 | 9期 | 10期 |
| 介護保険料<br>(普通徴収)      |          |    | 全期<br>1期 | 2期       | 3期 | 4期 | 5期  | 6期  | 7期  | 8期 | 9期 | 10期 |
| 後期高齢者医療保険料<br>(普通徴収) |          |    |          | 全期<br>1期 | 2期 | 3期 | 4期  | 5期  | 6期  | 7期 | 8期 | 9期  |

※税・料の追徴については、納期以外の月にも発生することがあります。その場合の納期は、月末(月末が休日の時は翌日)です。

## 納付書納付

納付書は、市役所各総合支所、阿東地域交流センター篠生分館・生雲分館・地福分館・嘉年分館、納付書記載の金融機関およびコンビニエンスストアで使用することができます。納付書を紛失した場合は再発行いたしますので、収納課管理担当までご連絡ください。

※コンビニエンスストアでは365日24時間納付できますが、納付書使用期限を過ぎたものは

### ★口座振替の開始

ゆうちょ銀行以外の金融機関

⇒申込み月の翌月末の納期から

ゆうちょ銀行

⇒申込み月の翌々月末の納期から

⚠ 1期・全期前納の引落しは、2ヵ月前までに手続きが必要です。

### ⚠ ご注意 ⚠

引落し日は納期の末日1回です。残高不足等で引落しができなかった場合は、別途お送りする口座振替不能通知（納付書を兼ねています）で納付してください。

全期前納で口座振替ができなかった場合や、年度途中で全期前納の申し込みをされた場合は、翌年度から全期前納の引落としとなり、その年度は各期ごとに引落しされます。

**死亡や世帯主変更により、納税（付）義務者に変更があった場合や、固定資産税の共有持分に変更があったときは、引落しが継続されませんので、再度口座振替の手続きが必要になります。**

取り扱いできません（納付書使用期限を過ぎた場合でも、取扱金融機関窓口で使用できます）。

※納付書で納付されてから入金確認できるまで10日程度かかります。納期限を過ぎて納付されると督促状が行き違いで届く場合がありますので、ご容赦ください。

### 問い合わせ先

収納課管理担当（山口総合支所内）

☎083-934-2739

# 税金・保険料の納付が 難しいときはご相談を！

## みんなを支える税金・保険料

市政を運営するための財源に、税金・保険料などがあります。これらの税金・保険料は、みなさんのための各種公共サービス・事業の推進・保険給付等に活用されています。



## 税金・保険料が納付期限内に納付できないときは ご相談を！

納付期限内に税金・保険料を納付されないと滞納処分を行います。滞納処分を受けると、財産の処分を禁じられるほか、社会的信用が損なわれる場合があります。納付期限内の納付が難しい場合は、必ず収納課にご連絡ください。現在の生活状況等をお聞きし、納付相談を行います。

## 「市税等コールセンター」 から納付の呼び掛けを しています！

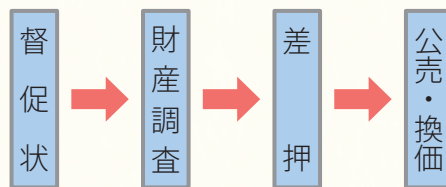
市では、民間業者を活用した「市税等コールセンター」を設置し、税金・保険料の納付を電話で呼び掛けています。

市やコールセンターは、銀行やコンビニエンスストアのATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることはありません。「振り込め詐欺」にはご注意ください。

## 滞納処分とは？

地方税法・国税徴収法等に定められている処分で、納付されていない方の財産を差し押え、差し押えた財産の換価や公売を行い、税金・保険料に充当する一連の手続きを「滞納処分」と言います。

### 滞納処分の流れ



### ▶不動産、売掛金、給与等の差押～換価・公売

取引先や勤務先などへの調査等により財産を把握し、換価や公売を行うものです。

### ▶自動車の差押～公売

自動車にタイヤロック(車輪止め)を装着し、使用を制限したり、自動車を引き揚げて公売したりするものです。



タイヤロック

### ▶住居等の搜索

財産を見つけるために住居等を法律に基づいて強制的に搜索するものです。

### ▶インターネット公売

差し押えた財産を、インターネットサイトを通じて売却するものです(自動車等)。



問い合わせ先 収納課(山口総合支所内) ☎083-934-2740・2741・2917

# 軽自動車税

## 軽自動車の廃車(スクラップ等)や譲渡をした方、正式な手続きはお済みですか？

軽自動車税は、毎年4月1日現在に軽自動車等を所有している方に課税されます。税額は下記車種と税額一覧のとおりです。

すでに廃車(スクラップ等)、または譲渡をした場合は、早めに手続きをしてください。

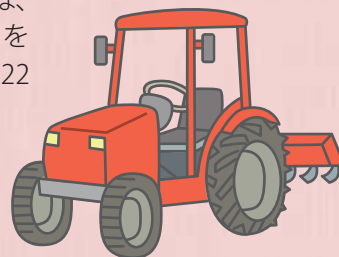
なお、4月2日以降に廃車、または譲渡の手続きをした場合には、その年度の税金を全額納めていただくこととなりますのでご注意ください。(普通自動車のような月割での還付制度はありません。)

問い合わせ先・手続き場所は車種により変わりますので、下記問い合わせ一覧をご覧ください。

## ご存知ですか？ 小型特殊自動車の登録について

農耕作業用のトラクター・コンバイン・田植機等(いずれも乗用装置付)は、小型特殊自動車として軽自動車税の課税対象になり、**所有していれば公道走行の有無にかかわらず登録の手続きが必要です。**

登録がまだの方は、早急に登録手続きをお願いします。(22ページQ&A1参照)



### ● 軽自動車の車種と税額一覧表

| 車種              |  | 年額円   | 標識の色 |
|-----------------|--|-------|------|
| 原動機付自転車         | 第一種 50cc以下または0.6kw以下(ミニカーを除く)            | 1,000 | 白    |
|                 | 第二種乙 50cc超~90cc以下または0.6kw超~0.8kw以下       | 1,200 | 黄    |
|                 | 第二種甲 90cc超~125cc以下または0.8kw超~1.0kw以下      | 1,600 | 桃    |
|                 | ミニカー 3輪以上で20cc超~50cc以下または0.25kw超~0.6kw以下 | 2,500 | 水色   |
| 小型特殊自動車         | 農耕作業用(トラクター等)                            | 1,600 | 緑    |
|                 | その他(フォークリフト等)                            | 4,700 |      |
| 軽自動車            | 二輪 125cc超~250cc以下(側車付含む)                 | 2,400 | 白    |
|                 | 三輪 50cc超~660cc以下                         | 3,100 |      |
|                 | 四輪乗用(営業用)                                | 5,500 | 黒    |
|                 | 四輪乗用(自家用)                                | 7,200 | 黄    |
|                 | 四輪貨物(営業用)                                | 3,000 | 黒    |
|                 | 四輪貨物(自家用)                                | 4,000 | 黄    |
| 二輪の小型自動車 250cc超 |  | 4,000 | 白    |

### 4輪の軽自動車や125cc超のバイク等の軽自動車税について

車検証の情報をもとに軽自動車税が課税されています。廃車(スクラップ等)、または譲渡をした場合は下記の手続き場所で所定の手続きをしてください。

### ● 問い合わせ一覧

| 車種                                     | 問い合わせ先・手続き場所  |
|--|---|
| 原動機付自転車(125cc以下)<br>小型特殊自動車(農耕作業用・その他) | 各総合支所、各地域交流センター(大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東を除く)および各分館、大海総合センター<br>市民税課管理担当(山口総合支所) ☎083-934-2734 |
| 軽自動車<br>(二輪 125cc超~250cc以下)            | 山口県軽自動車協会<br>山口市葵一丁目5番58号 ☎083-922-8877   |
| 軽自動車(三輪、四輪)                            | 軽自動車検査協会 山口事務所<br>山口市葵一丁目5番57号 ☎083-924-0542  |
| 二輪の小型自動車(250cc超)                       | 中国運輸局 山口運輸支局<br>山口市宝町1番8号 IP☎050-5540-2073(自動音声案内)  |



## 平成26年度 軽自動車税の減免申請について

心身に障害のある方、または心身に障害のある方と生計を一にする方が所有する軽自動車等について、一定の要件を満たす場合には、申請により税金が減免されることがあります。

### ▶申請期間

平成 26 年 5 月中旬（納税通知書到着後）から平成 26 年 5 月 26 日（月）まで

### ▶持参品

- ・納税通知書（平成 26 年 5 月中旬発送予定。5 月中旬を過ぎても届かない場合は市民税課にご連絡ください。）
- ・身体障害者手帳または療育手帳等
- ・運転免許証（対象車両を運転する方のもの）

- ・車検のある車両については車検証
- ・印鑑（心身に障害のある方と軽自動車等の所有者および運転者が別世帯の場合は、それぞれの方の印鑑も必要）
- ・届出者の身分証明書

※減免は、障害のある方 1 人につき 1 台です。すでに普通自動車・軽自動車等で減免を受けている方は申請できません。ただし、車両の買い替え・名義変更等をされた場合は、改めてお手続きが必要です。

※減免の要件等、詳細については、下記へお問い合わせください。

### 問い合わせ先

市民税課管理担当（山口総合支所内）  
☎083-934-2734

# 市税に関する Q&A

## 軽自動車税について

### Q1 農耕作業用の小型特殊自動車(トラクター等)のナンバープレートについて



農耕作業用のトラクターを所有しています。公道走行しないトラクターでも、ナンバープレートを付けないといけませんか？

### A1

登録のための申告が必要です。軽自動車税は所有していることに基づいて課税されますので、公道を走行しなくても課税対象となります。ナンバープレートは公道走行を許可するものではなく、課税されていることを示す「課税標識」ですので登録の申告をしてください。

### Q2 車両を買い替えた場合



トラクターを買い替え、旧車両は廃棄しました。廃棄した車両に付いていたナンバープレートを新しい車両に付け替えていいですか？

- Q1～Q5 軽自動車税について ……22～23 ページ
- Q6～Q12 個人市・県民税について ……23～24 ページ
- Q13～Q15 土地に関する固定資産税等について ……25 ページ
- Q16～Q19 家屋に関する固定資産税等について ……25～26 ページ
- Q20～Q23 税に関する証明書について ……26 ページ

問い合わせ先は 26 ページ参照

### A2

軽自動車はナンバープレートの番号とともに車名（メーカー名）、車台番号等でデータ管理しています。車両を買い替えられた場合には、旧車両の廃車手続き（ナンバープレートの返却）をされたうえで、新しい車両の新規登録をしてください。

### Q3 乗らない原動機付自転車(原付)のナンバープレートの返却について



原付を所有していますが、しばらく乗らないので廃車（ナンバープレートの返却）したいのですが。

### A3

廃車ができるのは、原則、誰かに譲る、業者に売却する、スクラップにする等車両を手放す場合となりますので、乗らないからとの理由では廃車は受け付けていません。なお、軽自動車税には、財産税としての性格があるため、所有している限り課税されます。



## Q4 原付の譲渡について



私は山口市内に住むBです。友人Cに山口市ナンバーのついた原付を譲りました。どんな手続きをすればいいですか。

### A4

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されますので、それまでに名義変更の手続きをする必要があります。4月2日以降に手続きをされた場合は、新年度の軽自動車税はBさんに課税することになります。また、手続きをされないうままだと、Bさんに課税され続けますので必ず手続きを行ってください。

#### ＝ワンポイント＝

名義変更をする場合、譲られるバイクにナンバープレートが付いているかどうかで手続きに必要なものが異なりますので、手続き前に市民税課管理担当にお問い合わせください。

## Q5 他市町村に転出する場合



山口市から転出することになりました。山口市のナンバープレートの付いた原付を所有していますが、そのまま転出先で使用してもいいでしょうか？

### A5

原付には主たる定置場（所有者の住所地）の市町村のナンバープレートを付ける必要があります。転出する場合は、山口市のナンバープレートを返却（廃車）し、転出先の市町村で交付（登録）を受ける必要があります。なお、返却手続きは、転出先の市町村窓口でも可能です。詳細は市民税課管理担当にお問い合わせください。

## 個人市・県民税について

## Q6 年の途中で亡くなった方の市・県民税



私の夫は平成25年11月に亡くなりましたが、夫の市・県民税はどうなりますか？

### A6

市・県民税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、市内に住んでいる方に対して、前年の所得に基づいて課税されますので、平成25年中にお亡くなりになった場合、平成26年度以降の市・県民税は課税されません。

なお、平成25年度分の市・県民税は課税されますので、納税義務は相続人の方に承継されます。

## Q7 市・県民税の課税、非課税の判定について



私はパート収入（100万円）で、夫の勤務先の年末調整で扶養に入っていますが、市・県民税の納税通知が届きました。なぜでしょうか？

### A7

扶養されている方であっても市・県民税が課税される場合があります。

扶養親族の対象となるのは、合計所得金額が38万円以下の方（給与収入に換算すると103万円）で、ご質問の場合もこの要件を満たしており、扶養控除の対象となります。

一方で、市・県民税は、以下の基準により課税・非課税の判定を行いますので、前年中の合計所得金額が以下の判定基準金額を超えている場合、市・県民税が課税されます。

《判定基準》 (※)  
 $32 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養人数}) + 19 \text{万円}$   
※扶養人数が0の場合、19万円の加算額はありませぬ。

(例1) 給与所得が35万円（給与収入に換算すると100万円）で扶養親族がいない場合（質問の事例）

\*判定基準に当てはめると…

$32 \text{万円} \times 1 \text{人} (\text{本人のみ}) = 32 \text{万円}$

☞ 35万円 > 32万円となり、合計所得金額が判定基準を超えるため、市・県民税が課税されます。

(例2) 給与所得が55万円（給与収入に換算すると120万円）で、扶養親族が1人（子）の場合

\*判定基準に当てはめると…

$32 \text{万円} \times 2 \text{人} (\text{本人} + \text{扶養} 1 \text{人}) + 19 \text{万円} = 83 \text{万円}$

☞ 55万円 < 83万円となり、合計所得金額が判定基準以下のため、市・県民税は非課税です。

## Q8 支払った税金が必要経費となる場合



支払っている税金は必要経費の対象になりますか？

### A8

事業所得や不動産所得等を計算する場合に、事業の用に供する資産にかかる固定資産税や不動産取得税、自動車税等は租税公課として必要経費になります。所得税や市・県民税は必要経費の対象になりませぬ。

対象となる領収書等は保管の上、申告の際に参考にしてください。



## Q9 収入がない方の市・県民税の申告について



私は昨年一年間、まったく収入がなかったのですが、市・県民税の申告は必要ですか？

### A9

収入がなく市・県民税が非課税の方は、本来、申告の必要はありませんが、市・県民税の申告書は、所得・課税証明書の発行のほか、国民健康保険等に加入している方や福祉医療助成制度を受給している方の、保険料の軽減や医療費の負担割合の判定資料となりますので、申告をしていただくようお願いしています。

## Q10 医療費控除の申告について



医療費控除について教えてください  
①医療費控除は10万円以上支払っていないと受けられないのですか？

②私の母は、病気で寝たきりとなっており、おむつ代にかなりの金額がかかっています。この費用は医療費控除の対象となりますか？

### A10-①

支払った医療費が10万円より少なくても、申告をされる方の所得金額によっては医療費控除を受けられる場合があります。

医療費控除の対象となるのは、前年中、ご自身や生計が同一のご家族のために支払った医療費で、治療のための医薬品の購入費、通院費用、入院費用等があります。ただし、予防注射、人間ドック、その他の健康診断の費用は控除の対象となりません（詳細は市民税課市民税担当へお問い合わせください）。

控除額は次の算式で求めます。

支払った医療費の額－保険金等で補てんされる額－10万円（※）＝医療費控除額

※申告される方の所得の合計が200万円未満の場合は、所得の合計額の5%を差し引きます。

（例）Yさん（前年中の所得の合計が100万円）の場合

- ・支払った医療費…8万円
- ・保険金等で補てんされた額…1万円

#### 計算式

$8万円 - 1万円 - (100万円 \times 5\%) = 2万円$

☞ Yさんの医療費控除額は2万円となります。

### A10-②

医師による『おむつ使用証明書』の発行があれば医療費控除の対象となります。

傷病により、おおむね6ヵ月以上寝たきりの状態で、医師の治療を受けている方のおむつ代は対象となります。

ただし、申告の際に「おむつ使用証明書」（控除を受けるのが2年目以降の場合は、市介護保険課が発行する証明書でも可）および「おむつ代の領収書」の添付または提示が必要です。

## Q11 個人年金や生命保険の満期による一時金の申告について



個人年金を受け取っている場合や、生命保険の満期等による一時金を受け取った場合、市・県民税の申告は必要ですか？

### A11

まず、個人年金を受け取っている場合は、その年中に受け取った個人年金額から、掛け金に相当する金額を差し引いた残りの金額が「雑所得」となります。

次に、契約者本人が受取人となっている生命保険の満期保険金や解約返戻金などは、「一時所得」となります。「一時所得」の計算方法は以下のとおりです。

#### 【一時所得の計算方法】

$(\text{受け取った保険金額} - \text{支払った保険料額} - 50万円) \times 1/2 = \text{課税対象となる一時所得}$

いずれの所得も、課税対象となり、市・県民税の申告が必要ですが、所得金額によっては、所得税の確定申告が必要な場合もありますので、詳しくは市民税課市民税担当へお問い合わせください。

## Q12 公的年金からの特別徴収について



市・県民税が公的年金から特別徴収（引き去り）されていますが、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料のように、本人の希望により口座振替への選択を行うことはできますか？

### A12

地方税法において、一定の要件を満たしている場合には公的年金から市・県民税の特別徴収を行うこととされており、納税者が徴収方法を変更・選択することはできません。

なお、市・県民税は国民健康保険などの保険料のように、税金の控除対象にはなりませんので、口座振替ができないことにより税の負担額に影響することはありません。



## 土地に関する固定資産税等について

### Q13 家を取り壊すと



家とその敷地を所有している場合、家を取り壊すと税額は変わりますか？

#### A13

家（住宅）を壊すと、住宅用地の特例措置がなくなるため、土地の固定資産税はあがります。（14ページ参照）しかし、家に対する固定資産税がなくなるため、全体の税額としては差が生じます。

土地の利用状況が変われば税額に影響がでてきますので、ご不明な点は資産税課までお問い合わせください。

### Q14 納税通知書が届かないときは



今年から納税通知書が届かないのですが…。

#### A14

可能性のひとつとして、免税点未満となり課税されなくなったことが考えられます（13ページ参照）。逆のケースで、免税点以上になれば課税対象となり、納税通知書が届くようになります。

納税通知書が届くかどうかは、免税点未満が否かに限りませんので、資産税課までお問い合わせください。なお、新たに免税点未満となった場合の通知文等は送付していません。

### Q15 納税通知書の送付先について



私は単身赴任で県外にいますが、私が所有する土地・家屋で妻子が生活しています。固定資産税の納税通知書を市内の妻に直接届けてもらうには、どうすればいいですか？

#### A15

納税管理人という制度があります。

土地・家屋の所有者はそのまま、納税通知書の送付先を納税管理人になられた方にする制度です。ただし、納税義務者が市外に居住していることが納税管理人設定の条件です。

## 家屋に関する固定資産税等について

### Q16 家を増築する時について



家を増築しようと思います。何か手続きは必要ですか？

#### A16

資産税課にご連絡をお願いします。

固定資産税についての手続きは必要ありませんが、次の年から固定資産税等をお願いするために調査をさせていただく必要がありますので、工事が終わりましたらご連絡をお願いします。

### Q17 家を取り壊した時について



家を平成25年5月に取り壊したのですが、平成25年度の固定資産税は減額されますか？

#### A17

固定資産税はその年の1月1日の状況で1年分の税金をお願いするものですので減額することはできません。平成25年5月の取り壊しですと、1月1日には、家がありましたので平成25年度分の税金については、全額お支払いいただくこととなります。平成26年度からは、課税台帳から削除する必要がありますので、取り壊された旨の連絡を資産税課へお願いします。

### Q18 課税対象となる建物について



カーポートは課税対象になりますか？

#### A18

カーポートとは、一般的に屋根と柱からなる簡易な車庫をいいます。このような建物は、課税要件の「屋根があり、3方以上壁に囲われているもの」を満たさないため、課税対象外となります。

もちろん、屋根があり、3方以上壁に囲われ、土地に定着している車庫は課税対象となります。

### Q19 納税通知書をなくした時について



納税通知書をなくしました。自身の資産の確認をしたいので、再発行してほしいのですが…。



**A19**

再発行することはできません。  
納税通知書は4月の発送後、再度お送りすることができません。資産の確認については、名寄帳や課税証明書等で確認いただけます。  
市民税課の証明発行窓口でご請求ください。

**税に関する証明書について****Q20 税証明書の発行窓口**

市税に関する証明書が必要なのですが、どこで申請できますか。

**A20**

市民税課、各総合支所および各地域交流センター（大殿・白石・湯田・小郡・秋穂・阿知須・徳地・阿東を除く）および分館、大海総合センターの窓口で取り扱っています。ただし、固定資産税に係る閲覧や法人の所在証明書など一部の証明等は市民税課、各総合支所でき発行できないものがあります。

**Q21 山口市に転入した方の証明書について**

平成25年4月に〇〇市から山口市に転入しました。平成25年度の所得・課税証明書はどこで申請できますか。  
※平成25年1月1日は〇〇市に住民票がありました。

**A21**

平成25年度の所得・課税証明書は、原則平成25年1月1日現在に住居票のあった市町村での発行になります。

**Q22 本人が窓口に行けない場合は**

所得・課税証明書が欲しいのですが、市役所に行くことができないので代理の者が申請できますか。

**A22**

代理の方が住民票上同一世帯の親族の方なら、申請できます。なお、窓口に来られる方の身分証明書が必要です。

代理の方が同一世帯ではない場合は、委任状が必要です。住所が同じでも住民票上の世帯を別にしていない場合は委任状が必要になります。

**Q23 亡くなった方の証明書について**

相続のため、亡くなった父親の固定資産に関する証明書が必要です。窓口は何を持参すればよいですか？

**A23**

相続人であれば申請することができます。窓口に来られる方の身分証明書と、亡くなられた方との続柄がわかる戸籍・亡くなられたことがわかる戸籍の写しをご持参ください。

**● 問い合わせ一覧**

| 問い合わせ内容                                | 問い合わせ先   |
|--|--|
| 市・県民税に関すること                            | 市民税課 市民税担当（山口総合支所内）<br>☎083-934-2735 ☎083-933-1083   |
| 税証明の発行、法人市民税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、鉱産税に関すること | 市民税課 管理担当（山口総合支所内）<br>☎083-934-2734 ☎083-933-1083  |
| 固定資産税、都市計画税に関すること                      |  |
| 北部地区（大殿、白石、湯田、仁保、小鯖、大内、宮野、吉敷、平川、大歳）    | 資産税課 家屋担当（山口総合支所内）<br>☎083-934-2736 ☎083-933-1083<br>資産税課 土地担当（山口総合支所内）<br>☎083-934-2737 ☎083-933-1083 |
| 南部地区（小郡、秋穂、阿知須、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、嘉川、佐山）   | 資産税課 家屋土地第一担当（小郡総合支所内）<br>☎083-973-2415 ☎083-973-2586  |
| 阿東・徳地地区                                | 資産税課 家屋土地第二担当（阿東総合支所内）<br>☎083-956-0798 ☎083-957-0821  |
| 税の納付に関すること                             | 収納課（山口総合支所内）<br>☎083-934-2739 ☎083-934-2668  |



